上未成年者は原則単独では法律行為をすること ができません。これに対し、成年年齢に達した 人は、単独で、確定的に有効な法律行為をする ことができます。具体的には、18、19歳の方は 親の同意がなくても、様々な契約をすることが できるようになります。例えば、携帯電話を契 約できたり、クレジットカードを作成できたり します。また、一人暮らしのために家を借りる こともできます。

一方で18、19歳の方は契約する際には注意が 必要になります。民法では、未成年者が親の同 意を得ずに契約した場合には、原則として、契 約を取り消すことができるとされています(未 成年者取消権 民法第五条第2項)。未成年者 取消権は未成年者を保護するためのものであ り、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果 たしています。成年年齢を18歳に引き下げると、 18、19歳の方は、親の同意なく一人で契約をす ることができるようになりますが、未成年者取 消権を行使することができなくなるため、悪特 商法などによる消費者被害の拡大が懸念されて います。

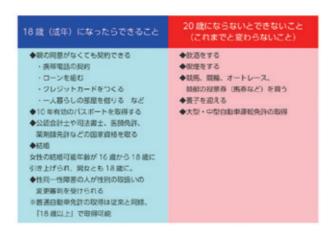
二つ目に、「親権者の親権に服することがな くなる年齢 |という意味があります(図表2②)。 親権者は、未成年者の監護及び教育をする義務 を負っています7。成年年齢が18歳に引き下げら れたため、一人で有効な契約をすることができ、 また父母の親権に服さなくなることとなりま す。その結果、自分の住む場所や、進学就職な どの進路について、自分の意志で決めることが できるようになります。

上記の二つのほか、民法が定める成年年齢は、 民法以外の法律において資格取得をしたり、各 種行為をするための必要な基準年齢とされてい たりすることから、例えば、公認会計士の資格 取得や性別の取扱いの変更審判を受けることな ども18歳からできるようになります。

なお、民法の成年年齢が引き下げられても喫 煙や飲酒に関する年齢要件は20歳のまま維持さ

れました。また、競馬の馬券や競艇の投票券の 購入など公営競技についても、20歳のまま維持 されます。これらは、健康被害への懸念や、依 存症対策などの観点から従来の年齢を維持する こととされています。

▼図表3 成年になったらできること、できないこと



<出典>政府広報オンライン8

5. 成年年齢の引下げに伴い変化のある 自治体の業務など

さて、ここまでは成年年齢の引下げの内容に ついて整理してきました。ここからは、自治体 の業務にどのような変化があるのか、一部を例 としてご紹介したいと思います。

(1)住民税課税における未成年判定

未成年者は、前年度の所得が一定所得以下の 場合、個人住民税の非課税措置を受けることが できます。民法改正に伴い、新たに18、19歳の 方がこの措置の対象外となります。未成年者に 該当するかどうかは、賦課期日(毎年1月1日) 現在の年齢で判定し、2023年度課税から適用さ れます。

(2) 保養所や野外活動施設の利用申請

保養所や野外活動施設の利用について、申請 者が未成年者の場合は親権者の同意書を添付す ることとしていましたが、民法改正に伴ってそ の対象年齢が20歳未満から18歳未満に引下げに なりました。

(3)消費者トラブルに関する注意喚起

「4. 成年に達すると何が変わるのか」にあ りましたとおり、成年を迎えると様々な契約を 結べるようになりますが、一方で、未成年者取 消権の保護の対象から外れることとなります。

内閣府が2018年に行った「成年年齢の引下げ に関する世論調査10 によると、「成年年齢の引 下げに伴い、今後、どのような環境整備が必要 だと思いますか。」との問いに対して、「18歳に なる前の人に対する、契約に関する基本的な考 え方や消費者トラブルなど、消費者に関する教 育をより充実すること | に回答が最も多く集ま りました。

また、16歳から22歳の方を対象に「あなたは、 消費者被害にあうかもしれないという不安を感 じますか。」との問いに対して、「不安を感じる・ どちらかというと不安を感じる | は64.2% (小 計)、「どちらかと言えば不安を感じない・不安 は感じない」は34.7% (小計)、「わからない」 は1.1%となりました。

この結果のように、調査当時に、不安の声を 上げていた方は多数いました。基礎自治体とし ても、それらの不安を解消すべく、特に消費生 活担当課や学校教育現場では、注意喚起のウェ ブページの作成やパンフレットの作成がなされ てきました。

(4)成人式の対象年齢

成人式の実施については、法律で定められて おらず、各自治体の判断で行われています。成 年年齢が18歳に引き下げられるに伴って、成人 式の対象年齢も18歳に引き下げるという考え方 もありました。法務省の調査結果11によると 2022年度以降に実施される成人式の対象年齢に ついて、すでに方針を決定している985自治体 のうち、18歳(その年度内に18歳に達する人) を対象とするのは2自治体でした。なお、19歳 (その年度内に19歳に達する人)を対象とする

と回答した市区町村はありませんでした。

なお、一部の自治体のウェブページを確認し てみると、「成人」や「成年」という単語を使 わず「はたちを祝うつどい」とするなどの工夫 が見られました。

6. おわりに

今回の民法改正に伴う成年年齢の引下げは、 若者がいきいきと活躍する社会への期待があり ます。一方で、2022年4月1日以前でも、20歳 になると悪質商法など消費者トラブルに遭う事 例が報告されており¹²、同じ事が18、19歳に拡 大すると危惧されています。その影響がある人 数は約230万人13となります。そのため、この間、 教育機関での消費者教育・法教育・金融教育や 自治体による周知・対策が行われてきました。 今後、若い世代の参加が見込まれる様々な機会 を通じ、関係部署が相互に連携を図りながら啓 発活動を拡充させることが、必要になります。

本稿では民法改正を取り上げましたが、自身 の業務に直接関わりがなくても、住民に大きく 影響を与える法改正は、どのような背景や課題 があるのかアンテナを高くして知っておく。こ のことは、住民と直接接する基礎自治体職員に とって、住民に寄り添った接遇やきめ細かな行 政サービスに繋がるものであると考えます。

< 参老 寸 献 >

- ・法務省「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)についてパンフ レット」https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf(2022年 5 月19
- ・政府広報オンライン「18歳から"大人"に!成年年齢引下げで変わること、 変わらないこと。」https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2. html (2022年5月19日確認)
- ・笹井朋昭・木村太郎(2019)『一問一答 成年年齢引下げ』株式会社商事 法務

⁷ 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有 し、義務を負う。(民法八百二十条)

⁸ https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html (2022年5月19日確認)

⁹ 既婚の方は、未成年者とみなされない。

¹⁰ https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-seinen/3_chosahyo.html (2022年5月19日確認)

¹¹ 法務省「令和4年1月 成年年齢引下げ後の成人式の実施に関する フォローアップ調査」https://www.moj.go.jp/content/001370537.pdf https://www.moj.go.jp/content/001370538.pdf (2022年 5 月19日確認)

¹² 東京都生活文化スポーツ局「テーマ別分析「若者」の消費生活相談の概 要」https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/tokei/ documents/theme r0403.pdf(2021年6月6日確認)

¹³ 総務省統計局「2021年10月1日時点人口推計(2021年(令和3年)10月1 日現在) Jhttps://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/zuhyou/05k2021-1. xlsx (2022年5月19日確認) 18、19歳総数 計2,309千人をもとに想定。なお、 2022年4月1日に20歳になるものを除く。